

新見莊代官祐成の中間太郎衛門について

辰  
田  
芳  
雄



# 新見莊代官祐成の中間太郎衛門について

辰田芳雄

## はじめに

応仁の乱前後の東寺領備中国新見莊では、京兆家の代官請を排除して直務支配が行われた。その時期の直務代官祐清殺害事件は有名である。祐清が新見莊に下向した際には、中間として兵衛次郎と彦四郎の二人が同行していた。その後の直務代官乗観祐成は、三度代官に補任されるが（三度目は給主）、直接新見莊へ下向することはまれで、中間（下人）を派遣して任の代わりをさせている。<sup>①</sup>祐成の代官初任は、寛正六年（一四六五）から応仁二年（一四六八）までの二年半で、その間に実際に下向したのは二度で都合三か月間ほどである。そこで、在地での勸農や徴税等の莊経営は、又代官といふべき、中間助八と太郎衛門に任された。従って、この二人の活動を詳細に見ることがこの時期の新見莊を語る上では重要となる。

ところで、私は太郎衛門の在莊の時期を誤って認識し、その下で太郎衛門の活動を論じていた。<sup>③</sup>私は、この誤りを年末詳文書の年代決定をする過程で気付いた。<sup>④</sup>以下にこの年末詳文書を紹介しつつ、太郎衛門の活動を整理し直すことにする。

## 一 太郎衛門の京上時期の誤認

祐成が代官職請文を提出したのは寛正六年七月二十五日であるが、最勝光院評定引付（以下「引付」と略す）七月十九日条に祐成の代官補任決定の記事があり、さらに七月二十日条には、「只今、從京都、下ヲ二人、来月四日以前、下着候様、可人下之由申、年明候者、自身可罷之由申候」とある。「下」は「下人」のことで、「二人」は助八と太郎衛門である。祐成「自身」が新見莊に下向するのは翌年になるが、助八と太郎衛門が七月二十日以降に下向し、八月四日以前に新見莊に下着した。そしてその後、中間の一人助八は、十月十六日に京上し、十月二十五日に京着した。一方の太郎衛門は、以下に示す三職注進状<sup>⑤</sup>があったため、十月二十二日に京上したと私は考えていた。そのため、「引付」十一月四日条の「新見庄損亡事、重而三職致注進、注進状二日到来、高代人夫事付上了」をもって太郎衛門の京着と誤ってしまった。以下は、宛所が山吹中殿（祐成）のその三職注進状である。

なをく太郎衛門方、委細ち<sup>（注進）</sup>うしん申さるへく候、今日<sup>廿二日</sup>

むま時<sup>(平)</sup>ニ、神代の夫ハ立候、今日<sup>(未申)</sup>ひつし<sup>(申)</sup>さるの時分になり候て、中<sup>(奥)</sup>より、此<sup>(由)</sup>よし申候間、こゝもとの子細、申上候ハてハと、存候て、一筆申上候、これも五<sup>(里)</sup>りはかり、人をお<sup>(遣)</sup>わせ候て、神代の夫<sup>(三)</sup>事付申候、御心<sup>(傳)</sup>へあるへく候、宮田方ハさりかたき用所候て、よ<sup>(余所)</sup>そへゆかれ候間、我ら兩人より申上候、畏申上候、

抑、当庄損免之事、わ<sup>(託)</sup>ひ事申上候へ共、無御扶持候とて、御百性等、かたくわ<sup>(託)</sup>ひ事仕候、京都へ注進を申候てこそ、めん<sup>(免)</sup>すへく候ニ、かやうに申候事、く<sup>(曲)</sup>せ事之よし申て候へハ、御ちうしん候て、田おハ半分・三分二も御ふち候へ、又畠<sup>(皆)</sup>ハかい<sup>(損亡)</sup>そんまうのよし申候、い<sup>(か)</sup>何<sup>(成敗)</sup>せいはい<sup>(可)</sup>仕哉、委細、助<sup>(三)</sup>八方<sup>(二)</sup>仰下され候へく候、御年貢漆等につくり候へ共、中<sup>(お)</sup>より、夫不出候間、上せ申さす候、かやうにハ申候へ共、又百性中へ申候て、夫おも立申さすへく候、先<sup>(田舎)</sup>お中之時宜、注進申候、委細之事ハ、太郎衛門方より、念<sup>(比)</sup>比<sup>(三)</sup>申上らるへく候、此間ねんころ<sup>(三)</sup>、夫本へ申付候、上せ申へきよし申候間、夫<sup>(荷)</sup>に共、作候て、今日<sup>(待)</sup>廿二日<sup>(三)</sup>ま<sup>(待)</sup>ち候<sup>(候)</sup>に、今日<sup>(晩)</sup>はん<sup>(景)</sup>けい<sup>(二)</sup>なり候て、夫立申ましき由申候間、与日な<sup>(候)</sup>く候間、中<sup>(お)</sup>より、夫不及候、る中之趣ハ、そんまうはかりのわ<sup>(託)</sup>ひ事にて候、吉用<sup>(三)</sup>御申候て、地下おも御ふちあるへく候、御心<sup>(急)</sup>への為<sup>(度)</sup>、き<sup>(急)</sup>つと神代の夫<sup>(三)</sup>一筆注進申候、夫を立申さす候てこそ、京都の御耳へも入申候て、御免おも給候へく候とて、かやう<sup>(三)</sup>申候、更々我ら無等閑於不存候、恐惶謹言、

十月廿二日

衡氏(花押)

進上山吹中殿

盛吉(花押)

宮田<sup>(はん)</sup>よ<sup>(そ)</sup>へ

さりかたきひま入候て、他行候、

今年の損免を要求するこの注進状には、本文中に「委細之事ハ、太郎衛門方より、念<sup>(比)</sup>比<sup>(三)</sup>申上らるへく候」とあり、尚々書に「なをくく太郎衛門方、委細ちうしん<sup>(注進)</sup>申さるへく候」とあるので、この注進状を中間の太郎衛門が持参して京上したと考えていたのである。

しかし、この書状は「神代の夫」に預けられたのであるから、上記の引用部分は「近い将来に太郎衛門が京上する時に損免要求の実態を注進する」という意味であった。

では、太郎衛門の京上はいつだったのか。

## 二 『教王護国寺文書』一七九四号の年次決定

以下に示す『教王護国寺文書』一七九四号、年末詳十一月二十二日、備中国新見莊公事物等送進状(図1)に注目しよう。新見莊の三職(田所金子衡氏・惣追捕使福本盛吉・公文宮田家高)と太郎衛門尉が差出所で、山吹中殿(乗観祐成)が宛所である。

(端裏書)

「新見庄公事物以下地下ヨリノ送状」

送進上申 色々注文之事

合

一、御公用漆大桶きつ

小桶か

一、御割符きつ

代廿式貫文

夫ちん共ニ

以上

十一月廿二日

衡氏(花押)

盛吉(花押)

家高(花押)

進上 山吹中殿

(妹尾)

太郎衛門尉(花押)

『教王護国寺文書』の編集者は、「太郎衛門尉」に対する注書を(妹尾)としている。おそらく、三職の奥に上使や代官が署判した地下から東寺へ京進された文書があることが念頭にあり、加えて代官妹尾重康が「太郎左衛門尉」と名乗っていたことを根拠にして、このような注書が付けられたと思われる。しかし、実は妹尾重康は実務在京代官で一度も新見荘に下向したことがない。従って、「太郎衛門尉」は妹尾重康ではなく、代官祐成の中間太郎衛門である。寛正六年の「引付」十二月四日条には「新見庄ヨリ人夫、二人京着、公事漆大桶壺、又小桶十、割符二運送」とあり、送進状の漆や割符の数量が合致する。そこで、上記の年欠の送進状は寛正六年と決定できる。つまり、中間太郎衛門は京上夫とともに十一月二十二

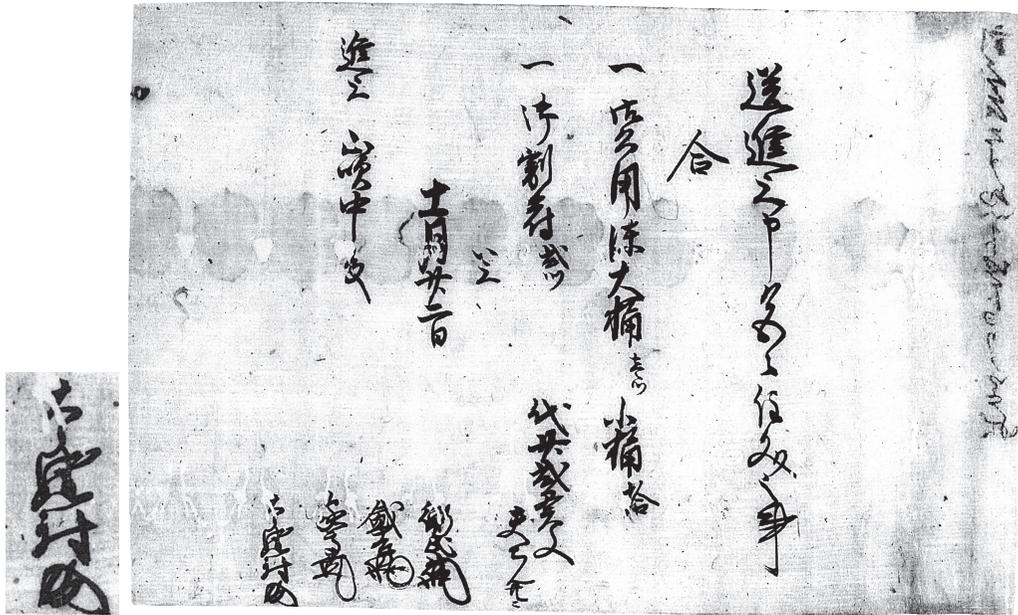


図1 教王護国寺文書 1794号 11月22日、新見荘公事物等送進状

日に新見荘を出立し、漆と割符を持参して十二月二日に上洛したのである。

### 三 太郎衛門は何者か

祐成の中間太郎衛門が十月二十二日から一か月の間に割符を二つ用意したことも新たにわかった。送進状には、「御割符 弐ツ 代廿式貫文 夫ちん共<sup>②</sup>」とあるので、割符一つは一〇貫文で、夫賃（運賃）は一つに付き一貫文（一割）であつた。この夫賃は、割符屋が年貢銭で購入した商品を畿内へ運ぶための費用である。即ち、太郎衛門と京上夫は「紙片の割符」を東寺へ運び、割符屋商人は「上り荷の割符」を畿内へ運んだ。<sup>③</sup>「引付」には「紙片の割符」が十二月二日に「代官代」である太郎衛門と「人夫」により東寺へ届けられた以後のことは記載されていないが、寛正六年分の新見荘算用状<sup>④</sup>に記された京進七十五貫文のうちの二十貫文であるから、無事に現金化された。

同じ算用状に「一 夏麦之事」とあり、除分に「三石 割符懸銭（本郡所引進 渡之）」とある。この記事でいくつかがわかる。まず、太郎衛門が扱った割符が夏麦の年貢代として算用されていることである。さらに、「割符懸銭」は、これ以外には知られていない用語であるが、和市は「石別五百文」であるから三石は一貫五〇〇文となり、割符二〇貫文に対して七・五%に相当するので、送進状に見える「夫賃」ではない。おそらく、割符に対する保険金であろう。太

郎衛門は、この「割符懸銭」一貫五〇〇文を立て替えているので割符商人との取引を行ったことがわかる。

東寺百合文書WEBで「太郎衛門」をキーワードにして検索すると、宮仕太郎衛門と山城国上久世荘の百姓太郎衛門がヒットする。しかし、ともに花押は図1のものではなく、○を描いた略押であるから、別人であろう。「東寺過去帳<sup>⑤</sup>」のNo.二二二「衛門」の裏面に「八条酒屋 異名涯分」とある。「衛門」が太郎衛門とは限らないが、太郎衛門の出自が土倉や酒屋などの金融業者に関係が深い可能性は高い。

代官祐成の時期に、助八・太郎衛門・左衛門五郎・又五郎の四人の「中間」がいるが、四人とも在京する祐成の代わりに新見荘の勸農や徴税を行う。彼らは三職注進状に頻繁に現れて、三職や百姓に寄り添う形で在地の様子を東寺に伝達している。<sup>⑥</sup>東寺は彼らを「下人」として扱うが、実は有能な「代官代」として荘経営を行っていた。

### おわりに

かつて、拙論で寛正六年「引付」の記事からわかる現存しない地下文書は、①三月三十日京着・三月二十二日付割符等送進状、同本位田家盛書状、同三職注進状、②九月一日以前到来の金子衡氏書状、③十月四日以前到来の三職注進状、十二月二日京着の割符等送進状と三職注進状、④十二月二十五日京着の割符等送進状と三職注

進状の計九通である<sup>(1)</sup>と、寛正六年の新見莊情報の詳細性を強調した。③の二つ目の「十二月二日京着の割符等送進状」が見つかった。本稿で太郎衛門について論じることができた。

## 注

- (1) 祐成の代官期間Ⅰは、寛正六年(一四六五)七月二十五日から応仁二年(一四六八)一月十一日まで。この期間中の祐成の動向は、①寛正七年二月九日以後下向、三月十九日上洛、②応仁元年三月二十三日下向、五月二十九日上洛。①の時期に下向した下人は助八と太郎衛門。助八は、寛正六年七月二十日以後に下向、同年十月十六日京上・十月二十五日上洛。さらに、十月二十五日以後に下向、寛正七年一月二十二日には在莊(「百合」サ二六九・「岡」五一八、金子衡氏書状)。太郎衛門は、寛正六年七月二十日以後に下向、同年十一月二十二日京上・十一月二日上洛(これを本稿で紹介)。②の時期に下向した下人は左衛門五郎。左衛門五郎は、応仁元年十月七日下向、応仁元年十一月二十二日上洛。
- 祐成の代官期間Ⅱは、応仁二年(一四六八)十月十六日から、文明三年(一四七一)以後の解任時期は不明。この期間中の祐成の下向はなし。Ⅱの時期に下向した下人は左衛門五郎と又五郎。左衛門五郎は応仁二年十一月十二日以前下着、応仁二年十一月十二日京上・応仁二年十一月二十一日上洛。又五郎は、応仁二年閏十月二日下着、応仁三年二月十六日京上・応仁三年三月四日上洛。
- 祐成の代官期間Ⅲ(給主)は、文明十七年(一四八五)六月一日から延徳元年(一四八九)四月一日以前。下向は一切なく、国人多治部氏と連携している。

なお、「百合」は「東寺百合文書」の略、「岡」は「岡山県史家わけ文書」の略である。

- (2) 在地では「助八方」・「太郎衛門方」と「方」という尊称で呼ばれている。また、助八は「御中間」と呼ばれている(「百合」ゆ六八・「岡」一一四一、(寛正六年)十月二十二日、三職連署注進状)。一方、東寺では「乘願下人」である(「百合」け一八・「岡」一一六〇、寛正六年最勝光院方評定引付、十月二十五日条)。

- (3) 『中世東寺領莊園の支配と在地』(校倉書房、二〇〇三年) 第二部第四章東寺領備中国新見莊関連文書の紹介―寛正七年三月十一日付の三通の文書―。「百姓等申状・三職等注進状の収集と分析」(海老澤衷・高橋敏子編『中世莊園の環境・構造と地域社会―備中国新見莊をひらく―』勉誠出版、二〇一四年)。

- (4) 早稲田大学大学院中世史ゼミ「早稲田大学海老澤衷研究室 新見莊関連史料編年目録 二〇一六年九月更新版」には正しく反映されている。

- (5) 「百合」ゆ六八・「岡」一一四一、(寛正六年)十月二十二日、三職注進状。

- (6) 例えば、「百合」サ一四七・「岡」四〇一、寛正五年九月二十一日、上使本位田家盛并三職連署注進状や「百合」サ二七八・「岡」五二五、文正元年閏二月二十二日、代官祐成并三職連署注進状など。

- (7) 拙著「室町・戦国期備中国新見莊の研究」(日本史史料研究会、二〇一二年) 所収第六章明応の政変前後の政治動向と新見莊―「代官妹尾重康」期について―。拙稿「明応の政変前後の新見莊在京実務代官妹尾重康の役割」(『岡山朝日研究紀要』三七、二〇一六年)。後者では妹尾重康の四六の花押を比較検討しているが、すべて図1

の花押とまったく異なる。

(8) 拙稿「新見荘の割符」(『日本歴史』八三四、二〇一七年)。

(9) 国立歴史民俗博物館所蔵田中本古文書、寛正七年三月十一日、新見荘寛正六年分年貢算用状。拙著『中世東寺領荘園の支配と在地』

(校倉書房、二〇〇三年)に全文翻刻。

(10) 馬田綾子校訂「東寺過去帳」(『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』科研報告書(研究者代表高橋敏子、二〇〇五年)。

(11) 例えば、太郎衛門を頼みとする百姓申状に、「百合」え一二一・

『岡』九六五、(寛正六年)九月三日、中奥百姓申状がある。

(12) 前掲拙稿「百姓等申状・三職等注進状の収集と分析」。

(付記1) 『教王護国寺文書』の写真掲載については京都大学博物館の承諾を頂戴しました。記してお礼申し上げます。

(付記2) 史料検索には、東寺百合文書WEBを活用しました。